

重要事項説明書（居宅介護等）

1 法人の概要

法人名	有限会社 高村
法人種別	有限会社
法人所在地	島根県浜田市三隅町古市場 1402-2
代表者氏名	代表取締役 高村 睦代

2 事業所の概要

（主たる事業所）

事業所の名称 輝らら☆タクシー
事業所の所在地 島根県浜田市三隅町三隅 387-5
事業所の電話番号等 TEL：070-1510-9317 FAX：0855-32-4502
サービス提供地域 浜田市、益田市
サービス提供曜日・時間 月曜日～日曜日 8:30～17:30
主たる対象者 定めなし
事業所番号 3210700542

3 事業所の職員体制

輝らら☆タクシー

サービス提供責任者 兼 介護職員 3名
介護職員 4名 （令和6年4月1日現在）

4 サービスの内容

（1）居宅介護

- ・ 身体介護
食事、水分補給、入浴、清拭、排泄、指示見守り、その他自立生活のための介護員と共に行う家事や作業など。
- ・ 家事援助
日常生活に必要な家事全般。育児。
- ・ 通院等介助（入院時退院時を除く）
病院等へ行き帰りの準備、付添の介助。病院が介助を行なえない場合の院内介助。
注）病院内のみの介助は、病院の責務とされており、ヘルパーの公的支援（自費契約では可能）としては認められていません。

- ・ 通院等乗降介助（入院時退院時を除く）
福祉タクシー業務に伴う乗降の介助。受付支払など。
- (2) 重度訪問介護（市町村による給付要件あり）
心身に重度の障がいがある方への生活全般にわたる介助。
- (3) 行動援護（市町村による給付要件あり）
行動上に困難を有する方に対しての、外出時全般の介助。

5 サービスを利用する際の利用者負担額等について

(1) 利用者負担額

原則的には、要した費用の1割相当が利用者負担ですが、所得に応じて市町村の決定した負担上限額によって最終的な利用者負担額が決まります。基本単価、加算単価等はサービスの内容や形態に異なりますので、ご依頼の内容に応じて説明いたします。

(2) その他

サービスを提供するために必要となる居宅等での電気水道代、電話代、消耗品等の費用は、利用者様にご負担いただきます。（業務に必要な連絡などは、利用者様の電話を使わせていただくこととなりますのでご了承ください。）また、業務中の介護員にかかる交通費・参加費・入場料等諸経費（食事代は除く）は利用者様にご負担いただくこととなりますので、ご用意をお願いします。

(3) サービス中止に伴う取消し料について

正当な理由（体調不良、急な用事など）無く利用中止（キャンセル）をされた場合、事前の連絡なく利用予定を中止された場合などは当該介護料の1割相当の取消し料をいただく場合があります。利用中止の場合は、必ずご連絡をおねがいします。

(4) 支払方法

利用者負担額の支払いは、利用内容について月末締めで集計し、翌月末日までに文書にてご請求いたしますので、内容を確認いただき翌々月10日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

- ①利用者様等の指定口座からの自動振替（手数料は、利用者様で負担をおねがいします。）
- ②当事業所口座への振込（手数料は、利用者様で負担をおねがいします。）
- ③現金払い

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 障がい福祉サービス給付について支給決定を受けた方であることが必要です。
- ② 個別援助計画や業務手順書等を作成してサービスの提供を開始します。
- ③ 適切なサービスを提供するために、利用者様の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただくことがありますので、ご協力をお願いいたします。
- ④ 原則として利用者様から特定の介護員を指名することはできません。

(2) サービス利用契約の解除

- ① 利用者様が契約解除の意思表示により、いつでもこの契約を解除することができます。
- ② 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族様などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、利用者様は直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者様がサービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金支払いの催告をしたにもかかわらず、お支払いいただけない場合は、事業者は契約を解除することができます。
- ④ 利用者様のご要望に対して事業所の人材、技術能力面の不足により対応できない場合、または計画的な利用、明確な業務内容でない場合は、市または相談支援事業所等への連絡、他の事業者への紹介引継ぎ等を行い、契約を解除させていただく場合があります。

7 緊急時の対応方法・方針

- ① サービス提供中に利用者様の容態に急変があった場合は、あらかじめ指定いただいた緊急連絡先へ電話し指示を仰ぎます。連絡がつかない場合は、事業所の指示により救急車を手配する等必要な処置を行います。
- ② 緊急時の連絡先及び対応可能時間等
070-1510-9317 (大串) (月曜日から土曜日の8:00-17:30)

8 秘密保持・個人情報の保護

事業者及びサービス従事者は、サービス提供を行ううえで知り得た利用者及び家族に関する情報を、第三者に対して漏らしません、契約終了後も同様に取り扱います。個人情報を用いる場合は、緊急時における医師等への情報提供を除き、事前に文書による同意を得るものとします。

9 サービス提供におけるハラスメント防止について

職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じています。

- ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備を行っています。
- ② 被害者への配慮のための取組を行っています。
- ③ 被害防止のための取組が規定されています。

10 事業継続に向けた取り組み (BCP) について

- ① 感染症や災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回5月に実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.1 苦情・相談

サービスの利用に際しての苦情または相談は、当事業所のご利用相談・苦情窓口にご連絡ください。また、当事業所以外にも、市町村の相談・苦情窓口等でも受付けていますので、お気づきのことがございましたらお気軽にご連絡ください。

利用相談・苦情窓口： 担当 上岡 美之 責任者 大串 徹
(月～金、9:00～17:30)

※第三者評価について

第三者評価の実施はしていません。

令和 年 月 日

サービス利用契約に際し、書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者（所在地及び名称）

所在地 島根県浜田市三隅町古市場1402-2

事業者（法人名） 有限会社 高村

代表者職・氏名 代表取締役 高村 睦代

(説明者) _____ 印

私は書面により、サービス利用契約に関する重要な事項について、説明を受けました。

利用者（住所）

(氏名) _____ 印

代理人または立会人等

(住所)

(氏名) _____ 印